

官民競争入札等監理委員会
第2回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第2回官民競争入札等監理委員会

議事次第

日時：平成18年7月13日（木）10:30～12:30

場所：永田町合同庁舎4階 第3共用会議室

- 1．開　　会
- 2．「公共サービス改革基本方針」総論についての討議
- 3．その他
- 4．閉　　会

落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第2回の「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。本日は、本田委員と増田委員が御都合のため欠席で、樫谷委員は遅れて来られるということでもあります。なお座席につきましては、固定をせず毎回適宜指定したいと思います。

前回、事務局から今後のスケジュールにつきまして、大まかな説明がありましたけれども、本日から公共サービス改革基本方針の案について議論していただきたいということでもあります。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

堀内企画官 それでは、御説明させていただきます。資料2をお手元に配付させていただいておりますが、それに基づいて御説明させていただきます。

まず、若干復習でございますが、基本方針の位置づけを御説明させていただきます。基本方針につきましては、公共サービス改革法に基づきまして、内閣総理大臣が民間事業者の意見を聴き、国の行政機関等の長等の協議し、監理委員会の議を経て、閣議決定するものでございます。

基本方針の内容につきましては、おおむね二つの部分から成っております。

一つは、政府全体の取組みの共通の指針、もう一つは個別の対象事業についての実行計画にかかるものでございます。

今後の段取りにつきましては、公共サービス改革に関する政府の方針を早急に明らかにするために、9月初めの閣議決定、具体的には9月1日の監理委員会で御了解を得た後、直近の閣議である9月5日あたりの閣議で閣議決定をしたいと考えております。

また、個別の対象事業については、現在、民間事業者、地方公共団体から意見聴取を行っているところでございますが、9月初めの基本方針に盛り込めるものは盛り込む、9月までに検討が間に合わないものについては、年内ないし年度内を目途に基本方針を見直すことにしておりますので、それに入れる方向で検討を進めたいと考えております。

次に基本方針に定める内容について若干補足させていただきます。基本方針に定める事項については、法第7条第2項に定められているところでございます。基本方針はおおむね二つの内容を定めるということで、共通の指針に係る部分については、第一号の改革の意義及び目標に係る部分。また、第二号の政府が実施にすべき施策に関する基本的な方針に係る部分でございます。

政府の実行計画、アクションプランに係るものについては、第三号について、国が公共サービス改革を進めるに当たって、法律の特例が必要な場合について、その特例を定めるための計画。

第四号については、地方公共団体について公共サービス改革を進める場合に、環境整備のために必要な法律改正のための計画。

それ以外に、第五号～第七号までは、それぞれ個別の事業につきまして、官民競争入札、民間競争入札、廃止の対象とする場合の選定と、それに伴い政府がすべき措置を掲げてい

るところでございます。

また、第八号につきましては、こういった公共サービス改革は各省と調整しながら進めていくこととなりますので、交渉のプロセスにおきまして、必ずしも第五、第六、第七号、それぞれを実施することに明確には決まらない場合もございますので、それにつきましては、例えば検討を進めるですとか、あるいは独立行政法人化を検討するですとか、第五号～第七号のいずれにも該当しないものについては、第八号と読んで実行計画に位置づけたいと考えております。

そして、今後の予定でございますが、共通の指針に係る部分、総論と呼ばさせていただきますが、それにつきましては、本日13日と20日の監理委員会の議論におきましておおむねの了解をいただきながら、素案を固めていきたいと考えております。

7月25日については、各省ヒアリングを行いまして、いわゆる各論、実行計画に係る部分についての御議論をしていただきたいと思いますと思っております。それでおおむね大体7合目ぐらいまでの素案を固めていただいて、各省との調整に入らせていただきたいと思いますと思っております。

各省との調整につきましては、順次報告させていただきますが、それとともに8月2日、8月9日にかけては、コストガイドラインについての御議論をいただきたいと思いますと考えております。

おおむね各省との合意を得たものについて、9月1日の委員会で確認をいただきたい。このような段取りで進めさせていただきたいと思っております。

次に内容の方に入らせていただきたいと思います。基本方針の素案【未定稿】について全体の大枠をまず御説明させていただきたいと思っております。まず、政府全体の取組みの共通の指針であります「意義及び目標」「政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」について、第1及び第2と位置づけさせていただいております。

そして実行計画、アクションプランに係る部分につきましては「第3 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項」という形で整理させていただいております。

「第2 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」につきましては、まず基本的な考え方といたしまして、各省、あるいは民間事業者等に守ってほしい基本原則について書かせていただく予定でございます。

2. 以降につきましては、その基本原則を実際に担保するための措置について、法のプロセスに沿って記述させていただきたいと考えております。

3. の地方公共団体につきましては、自主性を尊重するという観点から、国の例を参考にさせていただきたいということを書かせていただきたいと思います。

4. でございますが、中立性・公正性・透明性を担保するために監理委員会が置かれているわけで、この役割が極めて重要だということで独立して書かせていただいております。

「5. 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価及びこれに伴う基本方針の見直し」につきましては、地方自治の本旨に基づきまして、この制度は国の公

共サービスに係る部分のみを対象とするように法によって規定されているものですので、これは特出しさせていただいております。

また、公務員の処遇につきましても、改革を進めるに当たって極めて重要ですので、これは特出しさせていただいております。

次に制度の活用に向けた取組みでございますが、これは全体の補足的な位置づけでございます。制度を活用していくに当たっての調査研究ですとか、広報・啓発ですとか、補足的な事項について定めさせていただいております。

それでは本文に入らせていただきます。本文につきましては、公共サービス改革法の解釈として、政府として確定しておくべき事項ですとか、あるいは法律の趣旨を更に全うするために、法律には定められておりませんが、政府として改めて付加的に措置を講ずるべきものについて書かせていただいております。

「第1 意義及び目標」につきましては、前段の簡素で効率的な政府の実現につきましては、提案理由説明から引かせていただいております。

次に後段の「以上の認識の下」以下につきましては、法第3条の基本理念を掲げさせていただいております。公正な競争の下で、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すという目標を掲げさせていただいております。

「第2 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」でございます。

「1. 基本的な考え方」として、公共サービスに関する不断の見直しを掲げさせていただいております。法におきましては、基本方針を毎年度見直すという形に書かせていただいておりますが、これにつきましては「少なくとも1回」ということで政府として法に基づく見直しに加えて、更に見直しを進めていくという政府の積極的な姿勢を示させていただいております。

その見直しに当たりましては、聖域を設けず予断を排して進めていくことにさせていただいております。

ページの最後に書いてありますとおり、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行うということで、この仕分けの考え方を明記させていただいております。

基本方針の見直しに係る検討に当たりましては、監理委員会に積極的・能動的な審議をお願いすることにしております。

「(2) 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減」でございますが、法第1条では、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して、官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、これらの対象として選定された公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を求めるということで、公共サービスの質の維持向上と経費の削減をともに実現するということが、公共サービス改革の最も重要な目的であるということを書かせていただいております。

こういった重要な目的を実現するために、34行目に、対象業務の選定に当たっては民間事業者の創意工夫を發揮しやすい業務範囲の選定や規制の在り方について十分検討するということを書かせていただいております。

質の確保は極めて重要でございますので、実施要項につきましては、公共サービスの政策目的を明確にし、従来の実施における目的の達成の程度やこれに要した経費を正確に把握した上で、これらを踏まえ目的達成のため、公共サービスの実施に当たり確保されるべき質や望ましい費用対効果について、可能な限り客観的な検証を行って策定する形にさせていただきます。

経費の削減が余りにも着目されることによって、いわゆる「安かろう悪かろう」という形にならないように、経費の削減を図るために必要な対象公共サービスの質を犠牲にしてはならないということ。あるいは逆に必要以上の質を確保するために、不要な経費が支出されるといった実態を招くことのないように留意するという形で、その両立についての考え方を示させていただきます。

公共サービス改革に当たっては、民間事業者に委託された場合でも、適正かつ確実な実施を確保することが大切であります。したがって、民間事業者につきましては、業務の公共性を認識の上、国民の信頼に応えられるように業務を進めてほしい。他方、民間に委託する場合であっても、国民へのサービス提供について最終的な責任を負うのは、委託を行った国の行政機関でございますので、国の行政機関についてもそれを認識し、監督、必要な措置を講ずる旨を書かせていただいております。

法プロセス全体につきましては、透明性・中立性・公正性を確保することが極めて重要であります。こうした観点から、監理委員会の皆様におかれましては、公正・中立な視点に立ってその役割を果たしていただきたいと考えております。

そのプロセスについては、国の行政機関、監理委員会、それぞれについて透明性を確保していくこととしております。

地方公共団体が実施する官民競争入札等に対する国の役割につきましては、基本的には官民競争入札等の実施については地方公共団体の自発的な判断に委ねておりますが、国の役割としてはその実施を阻害している法律の見直しなど、環境整備をすることであるということで国の役割を書かせていただいております。

次に、こうした基本的な考え方を担保するための措置の指針でございますが、これにつきまして法に基づくプロセスに従って書かせていただいております。

まず、対象公共サービスの選定でございます。対象公共サービスの選定に当たりましては、民間事業者、地方公共団体から意見の聴取を行うこととしております。これにつきましては、第1回の監理委員会で御報告しましたので簡単に御説明させていただきますが、まず第1の paragraph で、民間事業者の創意と工夫の發揮の効果が高いものと見込まれる業務を、重点的に対象とすることが重要であるということで、その位置づけを示させていただきます。

23行目の「また」以下でございますが、より良い民間要望に結び付けるという観点から、様々な情報を公表するという形にさせていただいております。

「なお」以下でございますが、こうした意見聴取の実施方法や実施時期については、より良いものとしていく観点から引き続き検討し、必要に応じ見直しを図るものとするという形で、意見聴取の在り方等につきましては、監理委員会の御指摘も踏まえながら、より良いものを模索していきたいと考えております。

次に対象公共サービスの選定の考え方でございます。対象公共サービスの選定に当たりましては、国が実施する業務について、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行うということで、仕分けの考え方をここに明記させていただいております。

また、個別の公共サービスについて、対象公共サービスを選定するに当たっての具体的な基準の設定につきましては、議論しましたがなかなか難しいので、～に掲げるように、基本的な視点として掲げさせていただいております。

27行目でございますが、民間委託により業務を実施する際についても、民間競争入札の活用について検討していただくこと。また、行政処分に係る業務や既に民間委託が行われている業務についても、官民競争入札又は民間競争入札の対象とする業務から排除されるものではないという旨の確認の規定をさせていただいております。

次に御紹介させていただきたいのは、5ページの最後の「さらに」以下に書いておりますが、これにつきましては、例えば、アメリカのインディアナポリスの公用車のメンテナンスの事例にありますように、官の方に一定の期間業務改善の猶予期間を与えた上で官民競争入札の選定の対象とすることによって、官によりインセンティブを与えるようなやり方もあり得るのではないかということで、御議論になるかとは思いますが、ここに書かせていただいております。

次に入札の実施段階でございます。入札の実施段階に当たっては、質の確保のための工夫が一番重要でございます。したがって、11行目以降、実施要項は対象公共サービスの質等、あるいは遵守すべき重要事項を定めるものであり、言わば対象公共サービスの在り方を示すものであるということで、その重要性を位置づけております。そして、実際に対象公共サービスの実施に当たり確保すべきサービスの質を設定するに当たっては、

公共サービスの政策目的を明確にし、従来の実施におけるこの目的の達成の程度やこれに要した費用を正確に把握した上で、確保すべきサービスの質について検証し設定すること

政策目的を具体化し、サービスの質を適切に表す指標を用いて定量的に規定することが望ましいこと

他方で、具体的な業務の実施手順等の仕様の特定は必要最小限に止めることとさせていただいております。

そして、こういった質の設定につきましては、落札者決定のための評価基準の設定や実

施期間中の監督、実施期間終了後の実施の在り方に関する評価を実施するためにも非常に重要であります。

そこで、7ページの5行目以下でございますが、そうした実施要項を定めるに当たっては、

- 実施要項の案を公表して、幅広く意見を聴取し十分に考慮すること、
- 基本方針策定段階で聴取した民間事業者等からの意見を十分に考慮すること、
- 外部専門化の活用を検討すること、

以上のことなど、様々な人たちのアイデア、意見を参考にしながら、より良いものにしていくことが重要であるということを書かせていただいております。

それ以外の入札の実施に当たっての留意事項でございますが、特に（ウ）でございますが、初回の入札で落札者等が決定しなかった場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することを原則とし、随意契約や国の行政機関等が自ら公共サービスを実施することとするのは、やむを得ない場合に限定するという形で、解釈を明確にさせていただいております。

次に、公共サービス実施段階でございます。実施段階につきましては、民間事業者が落札者となった場合におけるサービスの実施と国の行政機関が落札者になった場合のサービスの実施を書き分けさせていただいております。

民間事業者が落札者となった場合におけるサービスの実施につきましては、モデル事業の経験を踏まえ、民間事業者の意見等を参考にしてお書かせていただいております。

まず、十分な時間をかけて契約を締結すること。

十分な時間的余裕を持って引き継ぎ等の準備行為を実施すること。

契約時点で想定しなかった事態が発生した際でございますが、民間事業者と国の行政機関等の職員は、サービスの質の維持向上という同じ目的を共有するパートナーとして、相互に必要な連携を図ることとしております。

こうした民間事業者におけるサービスの実施の監督に当たっては、国の行政機関は契約で定められた確保すべきサービスの質が確保されているかどうかを中心に、契約に従って、原則として定期的に必要な頻度で報告を求め、会計法に基づく検査・監督を行うこととしております。これにつきましては、サービスの質の確保という公共サービス改革の目的を最大限実現しつつ、国による監督については民間事業者の過度な負担にならないよう、必要な範囲で限定的に行うという趣旨に沿って書かせていただいております。

次に9ページの国の行政機関等が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施でございます。10行目でございますが、国の行政機関等が自らの提案に従って対象公共サービスを実施することができないことが明らかになった場合などにつきましては、民間事業者による公共サービスの実施の場合に準じて、新たな民間競争入札の実施等の必要な措置を講ずるということで、民間事業者について契約の解除措置が取られることと横並びの措置を創設的につくってはどうかということを書かせていただいております。

質の確保に当たっては、質の確保の状況についてのモニタリングが重要でございます。民間事業者が落札者となった場合につきましては、国の行政機関は報告、立入検査等の権限がございますので、これにのっとり確保すべきサービスの質の確保状況を把握することとし、これにつきましては、監理委員会に通知するとともに、その内容について公表させていただくこととしております。

国の行政機関が自らサービスを実施する場合におきましても、サービスの実施状況につきましては、適宜監理委員会に報告させていただくという形で、質の確保についてのモニタリングが図れるように措置を講じたいと考えております。

次に、地方公共団体が実施する官民競争入札等の場合でございます。まず、基本的な考え方として、法は地方公共団体に対し、官民競争入札等の実施を義務づけるものではない旨、確認的に書かせていただいております。

地方公共団体が自発的な判断により法に基づく官民競争入札等を実施する場合についても、国のやり方を踏まえてやっていただくことを書かせていただいております。

地方公共団体が官民競争入札等を実施する場合に、それを阻害している法令がある場合には、積極的に提案をしていただきたい旨を書かせていただいております。

確認的なことではございますが、法律の特例を講ずる必要のない業務につきましては、地方公共団体は自ら所要の規則を定めることにより、官民競争入札等を実施することができるとさせていただいております。ただし、その場合におきましても、公共サービス改革法の趣旨にのっとり、このスキームを参考にさせていただきたいということを書かせていただいております。

地方公共団体におきます公共サービスの改革につきましては、法に基づいて、官民競争入札等監理委員会と同様な役割を果たす合議制の機関を設置していただくこととなります。ただし、地方公共団体におきましても、地方行革等の流れもございまして、新しい機関を設置することはなかなか困難な状況にあるということを前提に、既存の審議会を活用したり、複数の地方公共団体が共同で設置したり、あるいは県の審議会に市町村が事務を委託するといった、いろいろな方策が考えられることを書かせていただいております。

次に官民競争入札等監理委員会でございます。官民競争入札等監理委員会は、透明性・中立性・公正性の確保という重要な役割を担うということで、その位置づけを書かせていただいております。また、国民の立場に立って、公正・中立な視点に立って審議を進め、その結果を適切に開示するとともに、その活動内容についてホームページにより広く公表するものとするということで、透明性・中立性・公正性の内容をある程度具体的に書かせていただいております。

附帯決議におきまして、監理委員会は積極的・能動的な審議に努めるものとするとしておりますので、これについて確認的に書かせていただいております。

「５．対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価及びこれに伴う基本方針の見直し」でございます。これについては、不断の見直しのための重要なツール

として、その位置づけを基本的な考え方として書かせていただいております。そして確認的な事項でございますが、この評価に当たりましては、実際のサービスの提供期間が終了する時点から評価を実施するのではなく、サービスの実施期間の終了後次のステップにスムーズに移行できるように、あらかじめ適切な時期から評価を実施することを書かせていただいております。

評価に当たりましては、各省は公共サービスの利用状況やその実施状況についての情報収集のための調査を行うこと。それにつきまして、内閣府及び監理委員会に提出すること。内閣府は、その評価の案について、監理委員会の議を経た上で評価すること等の手続を書かせていただいております。

次に実際に評価するに当たっては、まず対象公共サービスを継続させる必要性に関する評価といたしましては、対象公共サービスの利用状況調査を通じて、公共サービスを継続させる必要性の有無を検証すること。

また、実施内容に関する評価につきましては、実施状況が契約内容に記載されている内容以上の効果を上げているか否か。実施状況と既に情報開示されている従来の実施状況とを比較すること。あるいは民間事業者が落札しているケースにつきましては、国が直轄して実施している同様の業務の実施状況と比較考量すること。

こうした観点から評価を行い、それらの要因を把握した上で必要な方策、例えば公共サービスの実施地域の拡大ですとか、サービスの範囲の拡大ですとか、質の内容の再設定ですとか、あるいは落札者決定の評価基準の見直しに反映させることとしております。こうした評価の結果を踏まえまして、基本方針を見直していき、新たな実施要項を策定していくこととしております。

公務員の処遇につきましては、衆議院の附帯決議の内容をそのまま盛り込まさせていただいております。

制度の活用の一環につきましては、調査研究活動を積極的に行うこと。広報・啓発、情報提供を行っていくこと。インターネットの活用、パンフレットの配付等に努めることを書かせていただいております。

第3のアクションプランに当たります「法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項」につきましては、別表という形で書かせていただきたいと思いますと思っております。これにつきましては、7月25日の各省ヒアリングを踏まえて御議論いただきたいと思いますと考えております。なお、別表に盛り込まれた措置につきましては、監理委員会がフォローアップをするという形を取らせていただきたく、監理委員会の権能を明らかにさせていただいております。

説明は以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、この公共サービス改革基本方針に関する議論の第1回目ということでありますので、それぞれの委員の方々から御意見あるいは御質問を自由に出していただきたいと思います。

思います。恐縮ですけれども、私から順次指名させていただきまして、また時間の関係もありますので3分以内ということで、いろいろ恐縮なお願いですけれども、よろしくお願いいたします。

まず、斉藤委員長代理、いかがでしょうか。

斉藤委員長代理 一つ質問と一つあれですけれども、質問は13条に1番札を取った人が値段が異様に安いということで、判断することによって2番札の人を勝者にするということが書いてあります。あのことは、基本方針に入れてないのはなぜなのか。非常に気になるところではあるんですが、それが一つです。

それから、先ほども指摘がありましたけれども、アメリカのケースを参考にされて、生産性や利便性の向上、経費の削減といった業務改善に取り組むために、一定の期間を置いた後に当該業務を入札云々と。したがって、省庁に対して一定の期間という余りはっきりしないエクスキューズ期間が置いてあるということで、勿論必要なのかもしれませんが、これが悪用されて、だらだらと引き延ばされるといいますか。こういうときに、例えばこの委員会では何か提言するのか、どうしたらそれが避けられるかということです。

あと一つですが、当然ですけれども、民間が決まってから監督・指導なされる。ここが現実にはいろいろ経験している立場から見ますと、非常にしっかりしておかないと、結局民間に業務はやらせておられるんですけども、実際は省庁の意図のまま動かしている。つまりそれが指導とか監督という言葉になっているんですけれども、国民の目線からという言葉がたくさん入っておりますけれども、それは一つのセールストークですから、だれでも国民の目線からという言葉を使ってしまう。そのときに、よほどしっかり、本当に監督・指導が国民の目線、あるいはサービスから妥当なものであるかどうかというのは、やはりしっかり査定しないと、そこで曲るおそれが非常にあるというふうに感じます。

以上の2点です。

落合委員長 ありがとうございました。

それでは、小林委員、お願いします。

小林委員 まず、ちょっと原則的なところから、この法律は非常に画期的な法律だと思うんですけれども、結局競争原理を導入するといいますが、マーケタイゼーションを進めるということで、先ほど御指摘もあったんですけれども、官の方もサービスの質とかコストとかについて非常に意識して、ある意味では民とも競争する。民と官がマーケタイゼーションの中で、よりよいサービスを提供していく、どちらが提供するのかということを決めていくというような、基本的な考え方を非常に強調された方がいいような気がするんです。

マーケタイゼーションの考え方、市場化していくということは、官が提供して効率的でサービスの質がいい場合もあるし、民がやった方がいい場合もあるということで、そのところを思想的に盛り込むというのがすごく重要な役割なんではないかと思いました。

あと気になる言葉として監督という言葉がありますけれども、サービスの実施に対する

監督の在り方というのを、この記述の内容でいいのかどうかということを検討する必要があります。というのは、つまりサービスの実施の監督ということは、つまりコストに対しても責任を持たなければいけないし、質に対しても責任を持たなければいけないし、それが十分に行われているのかということを経営するというのか、モニタリングするという言い方がいいのかどうかわかりませんが、ここに書いてある内容では、非常に一律的な感じ、報告を受けるといった感じなので、そのところをもう少し検討した方がよろしいのではないかとすることがもう一点です。

あともう一点は、やはりサービスの質の測定とか、コストの測定ということが、非常に大きな焦点になると思いますので、その辺の書き込みをどうしたらいいのかということをもっと少し検討する必要があるのではないかと思います。

落合委員長 ありがとうございます。

寺田委員、お願いします。

寺田委員 一つは今のとダブりますけれども、サービスの質を評価する基準についてのベースがよほどしっかりしてないと、いわゆる公平性というものに届かないのではないかとすることが一つ。

それから、この会議の中身も公表されていくわけですが、この中に各省庁の成果、どの程度官から民へということが実施されてきたかということ公表していくということを入れたらどうかと思います。そのぐらいです。

落合委員長 ありがとうございます。

吉野委員、お願いします。

吉野委員 この文章では、官と民の競争入札にするのか、民間競争入札にするのかという基準が、どうもひとつはっきり読み取れないところが気になります。私は原則としてなるべく可能な限り官を引きずり出して、つまり官の現在のコストを開示させるためにも、かなり強制的にというぐらい引きずり出すような仕組みにした方がいいと思うんですけども、その点はここまでの書きぶり以上に書き込めないものかどうかということが一つです。

もう二点、やや具体的な細かい話なんですけれども、一つは、落札者を選定するときに、リスクをどういうふうにするのか。例えば、公共工事のように40%の前渡し金を払うというようなケースも、ここではあり得るのかどうか。その場合のリスクをどう考えるのか。あるいはそれを払わなかった場合のリスクをどう担保するのかという話は、ここではどういうふうになるのでしょうかということが1点です。もう一つ、これは、あるいはこの議論の対象外の話かもしれないんですけども、民間が委託されて今やっている事業が必ずしも効率的だとは限らないわけですし、その最たるものが官公需法で足を縛られている、官公需法の落札比率の問題だと思うんです。

それとこれとは、構造的にどういう仕組みになっているのでしょうか。つまり中小企業者が優先枠を与えられている問題と、この話がどういうふうにかみ合うのか、かみ合わな

いのか、この3点です。

落合委員長 ありがとうございます。

榎谷委員、お願いします。

榎谷委員 私は最終的には官が責任を負うと書いてあります。今までの私の経験では、官には責任を負うのか負わないのかはっきりしないところがあって、それは問題だと思うんですが、はっきり責任を負うと書いてあるのは非常にいいことだと思います。ただ、逆に責任を負うとなると過大な干渉というか、責任を負いたくないということで、過大な統制になる可能性がある。かと言って何もしなくていいのかということ、やはりそんなことはないと思うんです。官の責任をどこまでどうするか。

この前の構造計算のあれも、あれは競争入札ではないんですけれども、民に任せきりで何のチェックもしてないということも起こり得るので、その辺のバランスをどうするのが非常に難しいと思いました。

実は、この前いただいた入門書を読んでいまして、これは大変な委員会だなど、どこまでどうしたらいいかと思うぐらい、この委員会の重要性かつやることの多さにあきれたくらい大変な委員会だと思いましたけれども、いずれにしても、今の責任の問題。

あと、ここに事業の性質において分類、整理の話が書いてありますが、これも自ら必要があるのか、ないのかということにつきましても、考え方を換えれば必要がある。あるいはないの判定ができるんですが、今までの流れで言うと、どうもこの前も申し上げましたように、必要があるという論理をずっと主張される。それに対して、これはそうじゃないという論理をこちらは言わないといけないと思うんですが、その辺はこちらで相当議論しておかないと負けてしまうのかなということがあります。

費用対効果を最大限と書いてあるんですが、これは法律の中に幾つか費用対効果の最大というようなことが書いてあるんですが、実は費用の把握の問題と効果の把握の問題、これがどうも十分ではないというか、非常にあいまいなんです。効果の測定というのをあるところで勉強したことがありまして、国交省の道路の効果測定を見たことがあるんですけれども、これはこんなものを効果に見るのかということまで効果に見ているようなものがあって、この効果の測定というの、費用の方も私の専門ですのでできることながら、効果の問題も相当勉強しないといけないのかなというふうに感じました。

以上であります。

落合委員長 ありがとうございます。

田島委員、お願いします。

田島委員 今の榎谷委員の御発言を受けてなんですけれども、官の方で監督するということになりますと、細かいチェックをしがちになるということが非常に気になりまして、民間事業者に不合理な負担をかけることがないようにしなければならないというふうに一文が入ってはいるんですけれども、この点、特に官のチェックになりますと、非常に過剰な文書の提出を求めたりとか、そういうことが今でもありますので、これには留意しなけ

ればいけないと思っております。

対象公共サービスの選定に至るまでの過程についてなんですが、国民の側から対象公共サービスについて、説明を求めてきた場合にいろいろ担当行政庁の方でそれを開示するということがあるんですけども、その前段階にそもそも国が一体どんな公共サービスを行っているのか、独立行政法人あるいは特殊法人といったところまで範囲が広がりますと、ますます国民の方でそういうことの知識がないという実態があると思うんですけども、その辺はどんなサービスを提供しているのかというまでは知らしめる必要がないのか。それは自分で各省庁のホームページでも見て調べなさいということなのか。そこら辺、できればもうちょっと親切に、実施している公共サービスの内容まで開示した方がいいのかなというふうに感じました。

公務員の処遇について、附帯決議をそのまま盛り込まれたという御説明がありましたので、その附帯決議の内容まで勉強していないので質問になるんですけども、任命権者の要請に応じて、公務員を退職して民間事業者を採用された者が再び職員に採用されることを希望する場合の対応として、その者の退職前の職員としての勤務経験と落札事業者における勤務経験を勘案して、本人の希望について十分配慮するというふうに書かれているんですが、この意味がどういうことなのか、職員に再び採用されることを希望する場合には、もうその希望を受け入れることが前提となっていて、それについてどういうポストに戻るかを検討するときに、こういった勤務経験、単に経験を勘案して十分配慮するということになっているのか。この経験だけを考えるというのは、ちょっと不適切な気がいたしまして、能力といったようなこともきちんと勘案して受け入れるかどうかを決めるべきだと私個人的には思いますけれども、これがどういうことを意味しているのか教えていただきたいと思います。

落合委員長 ありがとうございます。

小幡委員、お願いします。

小幡委員 細かい点を含めて何点がございます。まず1点目は、情報開示の点で、今、説明いただいたところには、入札過程の透明化、情報開示していくというところは、大変よく書かれていると思うのですが、当該民間事業者、入札で現に業務をすることになった方ですが、独法とか国立大学法人とか、行政機関、地方公共団体ではなくてもだんだん延ばされて情報公開法の適用はあるようになってきているのですが、これは民間の場合ですから、恐らく適用はないと思います。ただ、その場合でも公務に関わっているから、国民の側ではいろいろ情報を知りたいという場合が多分あると思うのですが、例えば契約である程度書いておくということはあるのかなと思うのですが、その辺りはここではどういうスタンスなのかというのが1点目です。

2点目は、官民の方であればよろしいのですが、民間競争入札になった場合に、PFIでときどきあるのですが、出てくるのが1社だけになってしまうということがございます。当初そういうことは想定しなくてよいのかもかもしれませんが、あれは非常に困るの

です、やむを得ないと言えはやむを得ないのでしょうが、そういうこともあり得るということをご想定しておいた方がよいと思います。

監督権のことが8ページにございますが、26条と27条が法律で書かれていて、これは契約の中で解除事由になるわけですね。そうすると、この条文で書いてあることは結局契約の中でもある程度できると思うので、ただ、契約の場合には刑事罰まで行きませんが解除されるだけで終わるのですが、ここは刑事罰まであることに意味があるのかなという感じがいたします。そうするとほとんど契約の中で動いていく監督、コントロールなのかという読み方ができるのではないかと思います。

もう一つ、公共サービスの場合、今回入っているものの中にはそういうものはないのかもしれませんが、PFIでよく問題になるのは、個別法で別途監督権限がある場合、それによって監督されるわけですね。PFIは本来契約ですから。今後特定サービスの状況によっては、そういう監督というのもあり得るケースが、出てくるのかなという気がいたします。つまり、監督権が契約と26条、27条のほか、何かあるかもしれないということです。

もう一つ、この官民・民間入札は、今まで行われてきた行政の活動をブラッシュアップしていく機縁になると思うのですが、国民感情として効率的にしてほしいという一方で、公務をやることでどのくらい民間が利益を得てよいか、PFIでもよく議論されるのですが、民間が儲け過ぎてよいかという視点があるのです。勿論、民間としてはインセンティブを持って、自分がより効率的にすればどんどん利益がでるということにしないと、結局効率的にならないので、それはそれでよいのしょうと整理するほかないと思うのですが、そこが入札の際、適切に競争が働いて、初めの価格のところであまうくと国民も納得していくのだらうと思うのですが、そここのところの按配がなかなか難しいという感じがしております。

以上です。

落合委員長 ありがとうございます。

森委員、お願いします。

森委員 一つには、競争入札ということが全面に出ているんですけども、私は業務の廃止はある面で相当、今までずっと継続的にやってきたけれども、しかしやはり廃止ということは大きな視点で考えないといけないと思います。ある面では、そういう意味で、例えば民にできること。あるいはそこでしっかり競争はして、よりいいサービスができるという廃止という論点は、やはりきちっとしていかなければいけないということが一つ。

実はこの文言の中で気になるのは、特に4ページの中段の「また、情報の」というところで「可能な限り」という言葉があるんですけども、可能な限りというのは、逆に言うと国の行政機関等は、ある面では恣意的にと言っははいけませんけれども、これは積極的にとか、原則出さなければというふうにししないと、正常な競争ができなくなってくるのではないかと思います。

ある面で、例えば価格だとか、コストの問題、人数の問題、施設の問題、いろいろな要因があると思いますけれども、こういうものは今まで国がやってきたものは、きちっとこういうものだという情報開示を含めてやらないと、ある面では公正な競争がなかなかできないのではないかと思います。

あと3ページのところに、29行目のフレーズからですけれども「また、国の行政機関等においては」云々ということ、特にこの監理委員会というのは、透明性・中立性、公正性を求められているという理念はきちっと記載されているんですけども、そのときに最後のフレーズに、これは国の行政機関においてはということ、監理委員会の運営についても透明性を確保するというので、逆に言うとこれは他から言われることではなくて、この委員会がそういうことを常に保持していかなければいけないというふうに私自身は考えたものですから、逆に言うとそういうところから働きかけられなければいけないようになってしまっは大変なことになってしまうのではないかとこの危惧を持ちました。

最後にもう一つ、7ページの25行目から始まる所で「随意契約や国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施することとするのは、やむを得ない場合」に、何か判断基準がないと、やむを得ない場合というのはいかにも、ある面では拡大解釈がされやすいようなことになってくる。この法律自体が、いろいろな意味でサービスの質を高めることによって国民の利益がしっかり受け止められることが前提であるならば、そういうことに対しての明確な一つの基準というものは設けなければいけないのではないかと思います。

落合委員長 ありがとうございます。

逢見委員、お願いします。

逢見委員 3分ですので、限られたポイントを三つ、四つ申し上げたいと思います。

一つは、ほかの委員の方とも重複しますが、公共サービスの質というのを、どのように測るかということだと思います。例えば、ハローワークを考えたときに、求職者がどれだけ再就職できたかということが、再就職率のようなもので定量的な把握はできると思うんですが、求職者にもいろいろな人たちがいて、再就職困難な人たちがおられるわけです。再就職が容易な人であれば民間あるいは自分たちで探せるところを、再就職困難な人たちほど行政サービスに依存しないとなかなか再就職できない。本来、公共サービスというのは、そういう人たちが満足して利用できるようなものです。定量的な計測だけですと就職困難者は置いておいて、容易な人だけどんどん世話をすると数字的に上がるわけですが、それは質としては評価されないんだろうと思うんです。定性的なもの、あるいは利用者の満足度、顧客満足というような概念を入れるべきで、数量的な、定量的な把握だけではサービスの質を測れないのではないのでしょうか。その辺をまずどう考えるかということです。

競争入札になりますと、サービスですと人件費コストというのは非常に大きなウェートを占めると思うんですが、この人件費コストを入札で比較したときに、やはりフェアという部分をどのように担保するかということと、官と民で基準が違うということがあります。

退職金を例に挙げると、公務の場合は現金主義で実際に現金の支払いがなされる際に計上するのでしょうかけれども、民間の場合は将来発生する債務として貸借対照表に計上しなければいけないというルールとなっています。そうすると、例えば退職金が公平な基準になっているのかということもあるし、それから官民競争ではないんですけれども、請負いで競争入札しているところの話を見ると、人数かける単価でやると、請負ったところは年次有給休暇の取得が全然カウントされていない。その人が休暇を取ると、別の人を代替要員として入れなければいけないですけれども、それが入っていないために、有給休暇を取ってもらったらコスト割れするなどの問題が起きているということがあります。そうすると権利として有給休暇があるのに実際行使しようとするときにできないということがあって、それはやはりフェアとは言えません。そうするとただ単にコストとして人件費が安いところが落札することになったときに、そういう問題をどう考えるかというのがあると思います。

7ページ、入札参加資格で暴力団の関与等の欠格事由というのが入っているんですが、果たしてこれだけでいいのかということがあります。コンプライアンスということが求められているわけであって、すべての法令を全部遵守することを条件にするというのは、なかなかそこまで厳しくしなくてはいけないかということはあると思いますが、やはり暴力団の関与等だけの入札参加資格の確認だけでいいのかという疑問が湧きます。

8ページ、監督のところ、国の行政機関は契約を解除することができる。きちんとした契約を守ってないところについては、途中の解除というのは当然あると思うんですが、他方で公共サービスというのは継続的に国民に対して提供されなければいけない。そうすると、途中で解除して次の競争入札がタイムラグなくできればいいんですけれども、そこに空白が生じるようなことがあったときにどうするのかという問題があって、そういうサービスの継続的な提供と監督の結果問題が起きたときの扱いについてどうなのかという疑問があります。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

私も各委員の御意見を伺っておりまして、大体同じようなことを考えている部分が多いわけですけれども、まず第1点として「市場化テスト」の対象事業というものを、どういう方法で選定していくかが重要と考えます。それに関連して、猶予期間を与える部分をどう見るかという問題も含めて、対象事業をどういう形で決めるのがいいのかという部分、これは各委員からもいろいろ御指摘があったと思います。

第2点として、どういう評価基準でその事業を行う事業者を決めるのか。特に価格のみならず質を重視してという、質の評価の部分について明確な指標というものを考えていくという部分があり、これがうまくいくかいかないかが、この制度全体に対して大きな影響があると思いますので、この部分がどこまで明確かつ適切な形で詰めることができるのかどうか。そういう点において、監理委員会は重い課題を背負っているという感じもいたしますけれども、ここは十分考えなければいけないのではないかと思います。

第3点ですけれども、この法律の組み立て方として、地方公共団体の場合は基本的にやりなさいという義務づけではない。したがって、それぞれの地方公共団体が自らの状況に応じた形でそれぞれ自主的に考えていくという仕組み、これは私も非常にいいと思いますし、これがこの法律の精神としてでき上がっているんだらうと思いますが、その場合に非常に積極的にそういう問題に取り組む地方公共団体と、どちらかというとな非常に反応が鈍いと言いますか、そういう地方公共団体が分かれて出てくるであろう。その場合に、国民全体の利便を考えますと、積極的に対応した方がよいのに動きの鈍い地方公共団体を積極的対応に変えていこうという場合に、そういうものをどういう形でこの基本方針の中で扱うか、そのための何かメカニズムを盛り込む必要があるか、やはり国民全体の利便を早期に向上するという観点からすると、その辺のところも考えていかなければいけないのではないかということもあると思います。しかし、これはなかなか難しいとは思いますが、そこも十分御議論をいただいた方がよろしいのではないかという感じを持っております。

いろいろ各委員から御質問、あるいは御意見が出ましたので、事務局から回答をお願いしたいと思います。

どうぞ。

堀内企画官 多面的なところからいろいろ御意見をいただきましたので、全部網羅的に個別に答えられるかどうかわかりませんが、答えられる範囲で答えさせていただきます、あと事務局ほかにもおりますので補足させていただきますと思います。

まず、複数の委員から監督の在り方についていろいろ御指摘いただいたと思います。言わばサービスの質の確保のために、国が必要以上に民間事業者に過度に監督するのではないかと懸念されるということでございますが、監督についてはまさに質の確保を中心に、契約に従ってやっていくのが基本であるということだと思っております。

また、小幡委員が御説明されていたように、国の監督権限の発動については、罰則で担保するということに意味があるのではないかとということで、まさに御指摘のとおりでございます、基本的には契約に従ってやる。ただし、最終的には契約の解除等もあります、それ以外にも何か国として事前に働きかけができるような場合には、質の担保という観点から国の監督権限を発動するという形になると思います。

ただし、特定公共サービスについての監督の実際の運用の在り方については、実際にまだそこまで深い議論をしてないというのが正直なところでございまして、また御議論いただければと考えております。

斉藤委員長代理と落合委員長から、まさに対象サービスの選定に当たって、国の業務の改善期間を与えることが、実際には、選定に当たって、官にいたずらに猶予期間を与えることになってしまうのではないかと、そういう面の懸念を御表明されていましたが、これについてはまさにそのとおりだと思っております、個別に議論するに当たっては、別表の中で、法第7条第2項第3号に規定する計画をまさに監理委員会で御審議していただくわけでござ

ざいますが、この中でどう位置づけていくかということと、そういった業務の改善を認めるに当たってのある種の判断基準が考えられれば、まさに望ましいというふうに考えますが、これはなかなか難しいと思いますので、まだ時間がございますのでまた改めてもし御議論いただけるようでしたら御議論いただけるとありがたいと思っております。

それから、選定に関しましては、小林委員から、やはり官民競争入札と民間競争入札の仕切りという形で、官がやるべきものと民間が中心でやった方がいいものと、ある種の考え方の仕切りみたいなものがあり得るのではないかとか。

あるいは、逆に吉野委員から、できる限り官を引きずり出すべきではないかという御指摘もございました。今、選定の基準につきましては、5ページのところで官民競争入札か民間競争入札かの判断基準の一つの考え方として、官が入札に参加する意向を有しているか否かということの一つ掲げさせていただいて、これより具体的なものを今のところ書いてはいたのですが、もし御議論いただけるようでしたら、選定の在り方のところの記述に関連して、もう少し議論していただけると、事務局としてはありがたいと考えております。

以下、順次御説明させていただきます。

寺田委員から、質の評価の基準がしっかりしないと、公平性をどれだけ図れるかわからない。これにつきましては、複数の委員からも御議論をいただいておりますので、質の設定につきましても、きちんと委員の皆様にご議論していただきたいと思っております。

質の設定については、簡単なポンチ絵を事務局で用意させていただいております。具体的に事務局として、どういうスキームで考えているのかということをご説明させていただければと考えております。

榎谷委員から、最終的には官に責任が及ぶのは良いのだけれども、監督、統制について、どこまで責任分担するのかという御議論もございましたが、これにつきましては、官が実際に責任を負った場合、第三者に危害を与えた場合などについて、国が国家賠償法上の責任を負うわけでございますが、そういったものについての求償の内部関係について、次回御議論いただく予定にしておりますが、実施要項の内容の留意事項のところにて定める予定でありまして、そこで求償関係についてきちんと整理して、民間企業者に国が求償を行う際に、国家賠償法上の規定は、故意又は重過失のときに国が求償するという規定になっておりますが、国側は、民間事業者の責めによって、国民が損害賠償を請求するような場合には求償するという規定を設けさせていただいてありまして、これについては、故意又は重過失に限定することなく原則求償できるということを明確に定めるという形にさせていただいております。

また、分類、整理の仕分けの考え方がなかなか難しいという話でございますが、仕分けの在り方についても、選定の一連のプロセスの中でどう位置づけていくのかということについて御議論をしていただくと大変ありがたいと考えております。

田島委員から、公務員の処遇に関連いたしまして、13ページの10行目でございますが

「落札事業者の下で業務に従事した者が、再び職員に採用されることを希望する場合には、任命権者は、その者の退職前の職員としての勤務経験と落札事業者における勤務経験とを勘案し、本人の希望について十分配慮する」ということですが、これについては、公務員の採用につきましては、基本的には試験採用ということですが、選考採用という形で、これまでの公務員の勤務経験等を配慮した採用をするという意味ではないかと私は解しておりますが、違うという話であれば別途補足していただければと思います。

櫻井参事官 先ほど田島委員から、受け入れが前提になっているかという御質問がありましたが、前提にはなっていません。受け入れるかどうかも含めて、勤務経験等を踏まえて、これは中途採用という制度がございまして、基本的には試験採用が原則ですけれども、公務員は一定の場合には中途採用、選考採用ができますので、その選考採用の中で過去の経験を勘案して、採用するかどうか、するとしたらどこに配属するのがいいのかということも含めて決めるという制度になっておりますので、受け入れが前提になっているわけではなくて、受け入れることの可否も含めて検討いただく。

その際に、国会から本人の希望を十分に配慮してという御要請をいただいておりますので、その旨を受けて書かせていただいております。

堀内企画官 小幡委員から、公務をやって民間がもうけ過ぎるのはどうかということと、一方でインセンティブを民に与えなければいけないというバランス、あんばいが重要だということですが、これにつきましては、次回御議論していただく予定の実施要項の内容に関する留意事項のところですが、

「サービスの質の確保等のためには、民間事業者において、自発的積極的に、質の維持向上等に向けた創意工夫が行われるよう、経済的な動機づけなど、事業者の努力を促す仕組みを設けることも重要である。このため、契約で定められた委託費を支払うことに加え、

業務の成果に応じて委託費の増額や減額を行う方法

実施期間の途中で事業実績を評価し、実績が一定水準を満たしていけば引き続き業務実施等を可能とする方法

等の様々な取組も検討すること」と書かせていただきまして、基本的には定められた委託費がきちんと支払われる。その範囲内でおさめていただければ、仮に利益的なものが発生しても、それは構わない。むしろいろいろインセンティブを加えるという工夫の措置も講じたいというふうに考えております。

森委員から、官民競争入札又は民間競争入札の対象の選定に加えて、業務の廃止という視点が、まさに重要ではないかという御指摘もいただいております。これにつきましては、公共サービス改革に関する不断の見直しということで、聖域を設けずやっていくという形で、見直す過程の中で廃止という出口も出てくると考えておりますが、なかなか当初から廃止ということをして各省との関係でやっていくというのは難しいというか、あらかじめ明確な基準を出して、これは廃止というのはなかなか難しいと思われるので、最後の「5 . 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価及びこれに伴う基本方針

の見直し」というところを書かせていただいておりますが、この中で評価の観点という形で「ア 対象公共サービスを継続させる必要性に関する評価」ということを書かせていただいておりますが、この観点の中で、公共サービス改革の実施期間の終了時点で、公共サービスの利用状況調査などを国の行政機関に行っていただきまして、そういったものを通じて対象公共サービスを継続させる必要性の有無をきちんと検証していきたいと考えております。

また4ページのところの「可能な限り」というところでございますが、今まさに情報公表を意見聴取のプロセスにのっとってやっているところでございますが、これにつきましては、いわゆる実施要項を定めるに当たって、民間事業者が実際に入札するに当たっての情報開示ではなく、むしろ意見を聴取する前段階で、より良い要望に結び付ける観点から行うものがございます。余り各省に負担をかけるのもどうかと思ひまして、可能な限りという言葉を書かせていただいております。今、実際の運用に当たっては、まだ情報開示についての要請というのは、実は今のところまだ来ておりませんが、まさにこれはより良いものへ見直していくと書いてございますので、事務局といたしましては、ここに列記されているものについては基本的に出していただくというスタンスで、個別の運用に当たっては各省と折衝していきたいと思っております。ただし、文章上の表現の問題として「可能な限り」というのがちょっと弱過ぎるというのは、ごもっともかなという感じがいたします。

7ページのところで「やむを得ない場合に限定」ということで、何か基準があればということでございますが、これにつきましても、法の手続の中でこういったことは明記していなかったわけでございますが、法案の各省協議の過程の中で、こういった初回の入札で落札者が決定しないときの扱いをどうするのかという形で、各省からも質問がございまして、我々としては原則として随意契約等や国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施することは限定的にあるべきだというふうに考えておりますが、こういった形で書いてしまうと、何でもやむを得ない場合になってしまうというのは、またごもっともだと思いますので、何か基準みたいなものができればと考えますが、もし良い知恵があればということで御議論をいただけると、これもありがたいと思ひます。

逢見委員から、公共サービスの質の在り方がまさに重要であるということで、ハローワークの場合、再就職比率だけではなくて、いろいろ定性的なものとかが、満足度調査のようなものを入れるべきだという話がございましたが、まさにそういったことも我々として考えておりまして、これにつきましては、またポンチ絵等をお見せしながら担当者から御説明させていただきます。

人件費コスト、まさにどうやって計算していくかという話がございまして、これは情報開示とも密接に関連するわけでございますが、コスト計算の話につきましては、コストのガイドラインを別途定めようと考えておりまして、そこでどこまで対象の範囲にするのかとかいろいろ考えていきたいと考えておりますが、またそれに当たってコストガイドライ

ンを基本方針との関係でどのように位置づけていくかということも、また議論になるかと思えます。次回、議論していただく予定であります実施要項の内容に関する留意事項【未定稿】の2ページの7のところ、どこまで情報開示するのかという中で、3ページの「従来の実施に要した経費、従来の実施に要した人員」等を開示する形になっておりますが、こういったものを実際に開示するに当たって、こういった形でコスト計算していくのかという話を、コストガイドラインについての議論の中で議論していただきたいと思っております。これを基本方針の中で、どこまで必要な範囲で盛り込んでいくのかという形の議論になろうかと思っております。

落合委員長から、地方公共団体の公共サービスについて、国がどのような形でかわっていくのかというのは、まさに重要な問題だと考えておりました、中馬大臣も問題意識を持っておられるようでございます。これにつきましても、地方自治の本旨を尊重するというのを言われてしまうと、我々としては、今以上のことを書くのはなかなか難しいということで、もし委員でいろいろ御議論をいただくと、これについてもありがたいと思っております。

もし何かほかに補足することがあれば、お願いします。

事務局 それでは、事実関係の確認に近い質問があったと思いますが、それについて御回答させていただきます。

最初に齊藤委員長代理から、低入札価格の取扱いをどうするのかという話がございまして、これは官民競争入札、民間競争入札、両方ともそうなんですけれども、いわゆる会計法に基づく入札、通常の調達でもあるということで、低入札価格の取扱いというのは会計法令に手続でありますとか基準が定められているところであります。

内容的には、サービスでありますと予定価格の6割以下の入札価格を入れてきた方というのは、ちゃんと契約が履行できるかどうか調査をした上で、大丈夫だったら落札者とする、だめだったら次順位者を落札者とするという対応がされているということでもあります。

あと吉野委員から御質問いただいておりました、40%の前納金みたいなものはないのかという話がありました。直接対応した話ではないかもしれませんが、会計法令で言いますと契約保証金というのが一応制度としてはあります。ある種債務不履行の際の違約金の前納的な位置づけなのかとも思うんですけれども、契約金額の1割以上をおさめてくださいと。その代わりに保険に加入してもいいですよということがあるんですが、実際はモデル事業でもそうだったんですけれども、そういったものは免除されていたということもありまして、そういった面も含めて御議論いただければと思います。

あと官公需法との関係なんですけれども、これは申し訳ありません。ちょっと正確な内容を今把握していないものですから、そこはまた確認して御報告させていただきたいと思えます。

吉野委員 官公需法の話は、一つの例として言ったんですけれども、今、既に民間に委託しているものについての検証は、ここの作業の中に入らないのかということです。

事務局 一般にということですか。

吉野委員 そうです。

事務局 今までに民間に委託されているものも対象になり得ます。それは、例えば5ページの31行目を見ていただきますと、行政処分に係る業務や既に民間委託が行われている業務についても対象から排除するものではないと書かせていただいております、あくまでも国が国の責任でやっている業務であれば、既に民間がやっというが、国が自らやっというが、検討からは排除されないということを確認しております。

吉野委員 そうすると、言い方が適切かどうかわからないけれども、あちこちで問題になっている指定管理者の選定を巡る不透明な話などをここであぶり出すことは可能だということですか。

櫻井参事官 指定管理者は、自治体の業務ですから、ちょっと違うポイントがあると思います。この法律の基本的な建付けとしては、自治体の業務については、自治体が競争入札をしようと思ってもこれを阻害する法律があるためできない場合などには、国はできるようにしましょうということで、その上で実際に競争入札をやるのか、やらないのか、また、それ以外の方法で民間開放をやるのかといった判断は自治体に委ねられております。

したがって、そこはちょっと違うポイントがありまして、ただ先ほど落合委員長からおまとめいただきましたように、さはさりながら、自治体でももう少し官民競争入札や民間競争入札を使えるのではないかと、国として言うのか、言わないのかという御議論はあろうかと思えます。

森委員 先ほど落合委員長がおっしゃいましたように、地方公共団体の場合に、構造改革特区を含めていろいろなことを模索してやってきました。そういう中で、やはり壁の固いもの。4ページ一番上のところに「実施を阻害している法令の見直し」、今回の特定公共サービスでは、例えば戸籍だとか、4法がそれぞれ見直されてきちっとやれるようになりましたけれども、そのほか、例えば公共団体がこういうことをととして、いわゆる環境整備を積極的に進めるという中で、そこに法律を直すことの難しさが、恐らくまた立ち足らぬのではないかと、それをどのように突き破るかでなければ、恐らく今、例えば戸籍を含めた窓口業務しかなかかなか広がっていかないような可能性があるのではないかと、実感で思えます。

落合委員長 今、事務局から回答、あるいは説明があったわけですが、更に各委員の方々から、更に突っ込みたいというか、その辺りもしありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

榎谷委員 最終的な責任の話で、今、国家賠償法の話が出たんですが、それだったらそれでいいんですが、第4条に国の行政機関等の責務が書いてあるんです。あと3ページの「(3)公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置」の中で、最終的に責任を負うと書いてありますが、これはあくまでも国民へのサービス提供について最終的に

責任を負うということなのか、何かあって損害が出たときに国家賠償法に基づく責任を負うということを行っているのか、その辺が明確ではないので御説明いただけますか。国家賠償法のことだけ言っているのではないのではないかと思います。

堀内企画官 説明が不十分だったと思います。国の責任ということで、基本方針および法律にそれぞれ書かれているわけですが、国の責任というのはサービスの提供、継続性を確保するとか、それも含めた責任であることは間違いありません。ただし、国が責任を負うということを余り強調し過ぎると、民間の委託側がモラルハザード等を起こすことがあり得るということで、それは避けたいということで、国家賠償請求などがあった場合の求償関係については、その法で書かれているような、故意又は重過失を要件とするだけではなくて、契約においてより民に自覚してもらうような形での求償の関係について書きたいと考えております。

榎谷委員 要するに、おっしゃる意味は、民のモラルハザードと官の監視をするところのバランスの話ですね。

堀内企画官 はい。ただし、国民との関係では、最終的に公共サービスの提供について責任を負うのは国であることは間違いのないと思います。

落合委員長 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

吉野委員 国が最終的に責任を持つという話になると、国の税金でもって最後は面倒を見るということになるのでしょうか。例えば、そこに保険などのメカニズムをかませ、それをも含めてマーケットでもって処理する仕組みを導入するという話にはならないのですか。

堀内企画官 今のところは、まさに次回議論していただきます実施要項の内容に関する留意事項のところでは書かせていただいておりますが、4ページのところでございますが「こうした求償に応ずる義務を履行することができるよう、民間事業者には保険加入を求めることも、業務の内容等によっては検討すべきである」という形で、実際こういった損害賠償についての保険が、今の損保業界の中でどれだけ提供されているのかということをお勉強したいと考えております。それとの兼ね合いで、これは閣議決定する文章でございますので、実施要項の中で義務づけた上で、民間の方で対応する保険がないという話であれば、またいろいろ措置を考えなければいけませんので、今のところはこのような書きぶりにさせていただいておりますけれども、引き続き勉強させていただきたいと思っております。

落合委員長 どうぞ。

寺田委員 例えば、国が責任を持つということが起きた場合、民間の事業者はそこから撤退するというだけで済むわけですか。何か起きた場合、通常、落札企業はそのことに対する責任を負って、政府機関ということですがけれども、やるのではないですか。

事務局 もともと契約で定められた違約金というものがあり得ると思いますし、先ほど御紹介させていただきましたのは、第三者に損害を与えた場合の話もありますので、そう

いったものについて国から民間事業者に賠償について求償するといったこともあると思います。

寺田委員 もう一つだけ、ちょっと変わるんですけども、情報開示も含めて各省庁といろいろな意味で接していきたいということだったんですけども、各省庁というのは今そういうことに協力的になってきているんですか。

堀内企画官 モデル事業のヒアリングに行った人いますか。

事務局 協力すべきところは、協力するということになっていると思うんですが、ではこれを対象にしると言われて、はい、そうですかというふうにはなかなかありません。公共としての責任とか、そういったことをきちんと分析した上で、出せるところは委員会に出していきたいということでもあると思いますけれども、やはりそのところの交通整理、話し合いというのは、やはりある程度時間をかけてきちんとやっていかないと、ぼたんのかげ違いとか、話がねじれたりするということがあって、この実施までの期間が延びてしまったりとか、そういうことはあるとは思いますが、そこはきちんと話し合いをしていくということでございます。

ただ、こういう制度ができましたし、実際にモデル事業等もやられておりますので、何がなんでも反対という姿勢はなくなってきているのかなというふうに思っております。

斉藤委員長代理 先ほど森さんから質問があったけれども、廃止という問題がありました。廃止ということは民営化してしまうということですね。だから、どうなんですか、役所から自ら廃止だということはまずないのでしょね。そんなものがあつたらこういうものは必要ないので、それがなかなか進まないからこういうことでウォッチしようということでしょうから、民営化でもいいという役所がない場合に、廃止という言葉はここに入っているんですけども、実際はどうやってあれするのでしょうか。

例えば、先ほどの説明でこれを3年間やった後のレビューでやるといっても、やはり要らないじゃないですか、やはり民営化すべきじゃないですかと、だれがどう言って、だれがどうジャッジするのでしょうか。

櫻井参事官 事業の廃止については、事業を実施した後のレビューのプロセスだけではなくて、最初の段階で廃止を決めることも視野に入れており、条文上も廃止する対象事業を選ぶ手続きがございます。市場化テストの議論は、もともとは入札という手法から始まっているのですが、当然のことながら、入札するというのは、引き続き事業を実施することが前提なわけです。しかし、考えてみたら、入札するまでもなく事業を継続する必要がそもそもない、というとは当然あるわけですので、その場合には、入札ではなくて廃止の決定に行くということはありませんで、それは評価の段階で、つまり1回事業を実施した後で出ることもありますし、初めからこの事業は継続する必要はないということで廃止しようという議論をすることもあり得ます。

斉藤委員長代理 要らないというのは、だれが、どういうふうに言うんですか。

櫻井参事官 その点については、この法律がプロセスを定めているわけですが、各省庁

が自ら廃止するということを全く妨げるものではありません。それが一つございます。

それからもう一つは、監理委員会の「議を経る」というのはそのためでございますが、省庁はその事業が必要だと言っている、監理委員会で、中立、客観的な立場に見ていただいて、やはり要らないのではないかとといった御議論をしていただくということがあるかと思えます。

落合委員長 それは、対象となる公共サービスの選定の問題の一つとして位置づけられるわけですか。

櫻井参事官 はい。

落合委員長 小幡委員どうぞ。

小幡委員 先ほどの榎谷委員の御質問の4条の責務のお話ですが、責任という場合、非常にいろいろな概念でとらえられますので、先ほど事務局から御説明いただいた国家賠償法の話は、何か不測なことが第三者に対して及ぼされたときにどうするかという後始末の問題の賠償責任なのですが、ここで言っているのはそうではないと思うのです。公共サービスについて、要するに、廃止という話ではなくて、廃止であれば公務でなくなるから勿論問題ないわけですが、廃止ではなく入札にかけてやるという話になったら、一応国も無責任にはいられないから、しかるべきことをやるのですが、ただ、余りがんじがらめに縛るとインセンティブがなくなって、せっかく民間が効率的にできるものもできなくなるから、そこら辺はうまくバランスしましょうという話だと思うのです。

そういう意味で、国が責任を負いますよというのがこの責務だと思うので、余り国家賠償の責任のような話に限定すると、逆にわかりにくくなってしまいますので、4条はそういう話ではないと思えます。

何かあったときの損害賠償金の負担というのは、それは契約で書くべきですから、当然のことながら自分の落度で何かあったら、それは民間の方が負担するということになります。そういうのは契約でそういうことまでリスク分担として定めておくべきことで、それは当然のことだと思います。

委員長から地方公共団体の話がありましたけれども、森委員のおっしゃるように、私もどちらかというと、やりたいと思っても法令で定めがあるからできないというものを、その障壁を取り除いてあげるといふところに、多分このポイントがあるのではないかと思います。事務が非常に効率的になるからこの入札にかけるのがよいということになると、今日では、これだけ情報公開が進んでいますので、地方公共団体は、自分からやります。

ただ、それでもやらないと選択する地方公共団体があれば、それはそれで、そういう住民の選択であれば、あえてやれとは言えないわけで、それは自分のところは自前で抱えて公務員でやるというのが住民の意思であれば、そこまでは強制できない。むしろ、やりたいと思ってもやり方がわからないとか、実際に入札というのは面倒そうで、どういうふうにやったらいいのかとまどうという状況は、多分見られると思うので、そういうことのた

めにやさしく解説して、わかりやすいような環境整備をしていくということが大事なのではないかと思います。

落合委員長 そうしますと、大体御質問の点はよろしゅうございますか。どうぞ。

榎谷委員 官民の競争は、もともと官がやっていたものですから、官にノウハウがたまっているわけです。民は当然やった経験がないですから、コストの話だけではなくて、相当のハンディがあるはずなんです。だから、当初は質についてのハンディもある程度見なければいけないのではないかという気がいたしますので、もし、質についてのハンディについて何か議論ができるのであればお願いしたい。

櫻井参事官 そこは一つ議論があろうかとおもいます。国民の観点からすると、民間に事業を任せたら質が下がった、それは我慢してくださいということとは言えないというのが一方であると思うんです。

他方で、ランニングコストを考えると、実施した経験がない民間事業者が直ちに従来に比べ同じようなことをするのは難しいという場合もあろうかと思います。そのバランスをどうとるのが難しい問題だと思います。

榎谷委員 例えば道路公団なんかで、経験がないということで、経験はだれもさせないで、経験がないから入札に参加させないとか、そんなような議論が相当あったようですね。

櫻井参事官 要するに、新規参入をどう促して、皆さんが入れるようにするかということと、公共サービスに関する国民への責任をどう両立させるかということだと思います。

榎谷委員 どこまでの質を求めるかというのがあるんです。その辺もよく議論していただけたらいいんじゃないかと思います。

落合委員長 結局トータルとして、質の低下が多少あっても、コスト削減、その他のプラスがあるとすれば、全体として民間がやることによって官がやっているよりもプラスであるという状況であれば、その意味で質の低下という部分も全体としてプラスが生じているんだということですね。

河事務局長 短期的に下がっても契約期間全体から見れば、プラスになるような形をどう持っていか。

櫻井参事官 ですから、例えば契約期間なんかもそこに関わってくるわけで、1年だとなかなか成果を出しにくいけれども、3年、5年の期間で実施すればコストパフォーマンスは確保できる、ということであれば、それが国民にもプラスになるということにもなります。

吉野委員 私どもが見ていまして、民間に委託して、今まで質が低下したケースはほとんどないんです。ほとんど向上しているわけですから、自信を持ってやっていくべきだと思います。ただ、評価の方法についてきちんと決めるのは当然の話としましてね。

落合委員長 非常に心強い御意見をいただきました。

ちょっと私も2点ばかり申し上げます。3ページのところの29行目、これはたしか森委

員から御指摘があったと思うのですけれども、監理委員会の運営についても透明性を確保するということの主体が国の行政機関等においてはとあるので、何か行政機関等が監理委員会に対して透明性を確保しろということを行っていると言っていると読めるのは、やはりまずいと思いますから、我々は我々の判断で法律の趣旨をくんで透明性を確保するということを明確にする必要があります。

ですから、この部分は、むしろ監理委員会自体について触れているあたりのところに移した方がよいと考えます。

それから、7ページの15行目の逢見委員が言われた点ですけれども、暴力団だけを見ているというのは確かに狭過ぎる感じがして、やはりガバナンス体制がしっかりしているというようなことも入れるのがよい。つまりガバナンスをしっかりしないでその分のコストを節約して、ビジネス上のメリットを得ようという企業も少なくないわけですから、やはりガバナンスのしっかりしているというような点も資格のところの要素の中に考慮していく必要があるのではないかと考えておりました、確かにここは狭過ぎるという点は、私もまったく同感です。

今、事務局から参考の図が配付されておりますけれども、これは結局質の確保という問題に関連しての部分ですね。では、まだ時間がありますので、まず、最初にいろいろ各委員の御関心時の優先順位としては、質をどう評価するかという問題は非常に御関心が高いし、また委員会としても重要なテーマであると思いますので、まず、これを説明していただいた上で議論をしていきたいと思えます。

河事務局長 説明いただく前に、サービスの質というのを、先ほどいろいろな先生たちから御指摘をいただいて、非常にありがたく思いました。

この表を見ていただくとわかるように、サービスの質という言葉がいろいろなところ出てきますけれども、ディメンションが、あるいは流れの中で時期によって違う側面があるということが一つあります。

その意味で、これはサービスの質というのをどこの段階で、どういう形で質の評価をしていくのか。

例えば、入札の落札者を決めるときの規格における質みたいのもありますし、実施要項においていずれ将来契約になるであろう中心的な実施要項に書く質というのもありますし、終わってみてうまくいったかどうかということで、サービスの質がよかったかどうかという面もあるわけでありまして、それらがそれぞれの場面でどういうふうに考えたらいいたろうかというのを、言わば何となく時系列的に並べているわけでありまして。

もう一つは、先ほど榎谷先生がおっしゃったこととダブるんですけれども、この事業というのは、今回の法律全体がそうなんですけれども、基本的には、今、公務員が担っているサービスと、先ほどのように委託しているものはありますけれども、基本的には公務員が担っているサービスでありますから、これは私も自治体の労働組合の方にも申し上げたんですけれども、担っているサービスがどういうものであるか、どういうことが大事であ

るかということがサービスの質というもので一番大事になるわけであるから、そこは担っていらっしゃる方たちが一番よく知っていて、それをこういう形にしたいということもあって、それがある面で実施要項に書かれていくというのが大事で、そういうことを申し上げてきたわけであります。

何を申し上げているかというと、全く机上の空論で、どんなサービスの質がいいのかなということから議論を始めるのではなくて、今、多くの場合で99%行われているもの、そのサービスの質というものが少なくともきちんにとらえられれば、それを今後どうもっていくかというのが実施要項で表現できる、こういうものであるということで、ゼロからの出発ではなくて、今、行われている1の事業をどう考えるかということは、サービスの質論の出発点であると、ちょっと前提を置かせていただければと思います。

落合委員長 では、お願いいたします。

事務局 それでは、配付させていただいた資料、サービスの質の設定の方法につきまして、議論の素材と申しますか、たたき台的なものになれば幸いと思ひまして、用意させていただきました。

上半分の方は、絵にしている資料でございますけれども、この法律の手続の流れに沿ってサービスの質の設定でありますとか、評価基準について解説したものでございまして、下の方が具体的なイメージがあればいいと思ひまして、試みに高齢者福祉施設の例で言うと、どんなふうになっていくのかというものを書いてみたものでございます。

上の方で、まず「確保すべきサービスの質」と書いてあるボックスがありますけれども、これは実施要項、入札の前に公表いたしまして入札の参加の募集をする際のものでございますけれども、事業を実施するに当たっては最低限確保しなければいけないサービスの質というのをまず設定する、明確化するというのがありまして、まずこれについて記載しております。

サービスの質というのは、まずは対象公共サービスの政策目的を具体化する、求められるサービスの内容だろうということで、その設定に当たっては、これは基本方針の本文のところと触れていた内容と同じですけれども、まずはサービスの政策目的を明確にする。

先ほど事務局長からもお話がありましたけれども、今までどういうふうにしてきたかというのもよく検証した上でということだと思いますが、 にありますように、従来の実施における政策目的の達成の程度と要した費用というのを正確に把握して、費用対効果とか、あと環境の変化というのも留意しながらサービスの質というのを設定していくということでもあります。

その際に、できるだけサービスの質を適切に表わす指標を用いて、定量的に規定することが望ましいというところは、本文にも記載したところでして、これに含意されておりますのは、括弧書きでもありますけれども、ただし定量化は困難な場合とか、むしろおかしくなってしまうような場合というようなものは定性的なものもあり得るでしょうということでございます。

その際は、創意工夫が最大限発揮されるように、仕様の特定は最小限にするということも書いておきまして、サービスの提供の仕方みたいなものというのを、必ずこういうのにしてくださいと最初に入札にかける前に決めてしまうと、創意工夫が発揮された提案というのは出てこなくなってしまうというのがありますので、こういった点も注意して決めていくというものであります。

このサービスの最低限確保しなければいけない、いわゆる要求水準と呼んだりしていたものでありますけれども、これを念頭に置きながら、次に落札者決定のためのサービスの質の評価基準というものを定めるということでありまして、これも実施要項の中で決めていくものですが、質と価格の両方を評価して、落札者を決めるわけですが、その質の評価の基準というのも、また大変設定が難しいものでありますけれども、具体的な質を評価するための項目とか、得点配分というのを設定して評価基準というのを決めていくというものであります。

その後、確保すべきサービスの質というのは、どういうところで出てくるのかということ、その後で出てきます、モニタリング、事業実施後の原則定期的に行っていくということになろうと思いますけれども、確保しなければいけないサービスの質ができているかどうかというのを定期的にチェックいたしまして、だめな場合は改善のための指示でありますとか、契約の解除が必要かどうかという検討がなされていくだろうということでありまして、更には事業期間終了後の今後の実施の在り方に関する評価にも、こういった確保すべきサービスの質というのができているかどうかということを見ていくことになるということでありまして。

下の半分のイメージでありますけれども、これは高齢者福祉施設の場合にどうなるのかなというのを書いてみたものでありまして、まずは政策目的は施設に入所している高齢者の心身の機能の維持・向上でありますとか、生活の質の維持・向上ということでありまして、これはこういうことなんではないかと思っているんですけれども、では、確保すべきサービスの質をどうやって設定するのかとか、落札者決定の評価基準をつくるに当たって評価項目をどうしていくかということにつきましては、例示的に書かせていただいておりますけれども、いろいろ議論があるところだと思っておりますが、確保すべきサービスの質として、例えば介助なしで行える行為の数が維持できるとか、ほかの施設も含めて平均値が達成できるとか、そういったものが一つの指標になり得るかなと。

また、生活の質の維持とか向上というのはどう図るかというのは非常に難しいんですけれども、満足度調査をやって、何%の人がどれくらい満足しているかといったようなものを見ていくというのがあり得るかなと思います。

に書いておりますのは、苦情への適切な対応ということで、これも定量化の工夫もあり得るのかもしれませんが、なかなか難しかりょうなということで、定性的に設定することになるだろうと思うものとして挙げております。

「不適切な可能性のある指標の定量化の例」というのを下に書いておりますけれども、

これは例えば夜間ナースコールの回数なんていうのは書いておりますけれども、ナースコールが減ると、自立して生活できるようになったのかなと思えるかということ、ベッドに縛り付けていて、ナースコールが行われなくなっているだけなのかもしれないとか、そういったこともありますので、こういう指標は適切ではないのではというようなものを挙げております。

その他、一日の歩行時間とか、筋力アップとか、こういったものもどうなのかなというのは、議論があるところかなと思っております。

「落札者決定のための評価項目」。これも詳細なものではありませんけれども、例えばというもので、先ほど心身の機能の維持向上との関係で言うと、どういった介助を行うのか、介助方法の具体性とか実効性、介助体制の手厚さ、これは職員数が何人いるかだけ見ますと、またなかなか創意工夫の発揮というのが難しいということもあり得ると思いますので、それだけではなくて、シフトとか工夫も含めてどういった方法がいいのかというのを評価項目に入れて点数を決めまして、入札参加者に提案していただくというようなことがいいのではないかと思います。

その他、実績でありますとか、内部管理体制、先ほどガバナンスといったお話をいただきましたけれども、そういったものも入ってくるのではないかとというようなことを書かせていただいております。

もう一つ国民年金保険料の収納事業委託業務の評価基準、これはモデル事業で実際に行われているものでございますけれども、3ページ目に「総合評価基準」別添2となっているものですけれども、確保すべきサービスの質としては、国民年金保険料の収納月数は何月分ということが、この事業では行われているんですけれども、落札者決定に当たっての評価基準をどういうふうにしているかという例であります。

簡単に御紹介させていただきますと、特に質の評価でありますけれども、評価の項目につきまして、必須評価項目と加算の評価項目というのを設けまして、必須の評価項目で評価した結果、ちゃんとできていないということであれば、これは不合格になる。それ以外の加算評価項目で点数が付いていけば、より質が高いので、競争に勝つ可能性が高くなっていくという仕組みになっておりまして、その加点の基準、必須評価項目ではなくて、加点の方でありますけれども、加点の評価基準というのが、評価項目ごとにA、B、Cの3段階評価を行いますというようなことが書かれております。

採点方式で一番下の方ですけれども、全部で800点満点、サービスの質については800点満点で基礎点400点、加点400点。基礎点は満たさないものが一つでもあれば0点ということで不合格とするということでありまして、加点の場合は評価項目の重要性に応じて点数配分が行われているものでございます。

具体的には、次のページ以降にあります。事業の業務の内容としては国民年金保険料の納付督促でありますとか、口座振替納付の勧奨といったことが主な業務内容になってくるんですけれども、その業務内容に応じて評価項目を幾つか設定して、それぞれ必須か加

点かという評価の仕方、加点の場合の重要性というのを設定されておりまして、こういった基準に基づいて評価が行われている。

これは、実際の実例、あくまで参考例ということで、これがいいかどうかというのも議論があると思うところでありますけれども、御紹介させていただきました。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

小林委員 どうぞ。

小林委員 今、御説明いただいて、サービスの質ということとはとても重要な言葉ですので、今、御紹介いただいた図の方で整理させていただくと、ここで言っているサービスの質というのは、サービスによって達成されたアウトカムというのが何なのかということだと思えます。

それと、サービスのプロセスとか、アウトプットに関係するものというのが、右の方の落札者決定のための評価項目の方に入っていると思えます。

そうしますと、やはりサービスによって達成されたアウトカムをどうやって評価していくのかという問題と、それからそれをどうやって達成していくのかという評価の問題と二つディメンションがあると思えます。

しかも、もう一つ難しいのは、例えば効率性を追及すればいい場合と、それから本当にここで言うアウトカムの部分を高めなければいけない部分という評価があると思えます。だから、その辺を整理して、例えば効率性であれば、本当にコストとアウトプットの量みたいなもので、測定ができるわけですし、そうではない場合には、本当にここで言っているような質までクオリティ・オブ・ライフまで考えなければいけないということになると、また指標自体の設計も変わってくるというような形になります。

だから、競争入札の選定とか評価のところ、そういう区分けというのをしていく必要があるのかなと、今、説明を聞いて思いました。

落合委員長 何か事務局からありますか。

事務局 我々もより勉強していかなければいけないんだろうなと思っているんですけれども、アウトカム、アウトプット、成果と手続の話でいいますと、実際に確保すべきサービスの質の設定でできるものはアウトカムでやるのが一番望ましいというのがあるんじゃないかと思えます。

小林委員 私が申し上げているのは、サービスの質と言ったら、これは国民にとってとてもわかりやすい言葉だと思うんです。だけれども、サービスの質というのは何なのかということをきちんとかこの中では共有して議論していかないと、いろいろ成果のある、実りのある議論ができないんじゃないかということなんです。

だから、サービスレベルとかサービスエフォートに関わるのと、それによって何か達成されるかということの方が重要な場合ということと一緒にたにいろいろサービスの質という言葉で置き換えてしまうと、議論が錯綜するんじゃないかということです。

櫻井参事官 アウトカムとアウトプットの区別をしっかりとということでしょうか。プロセスのところはサービスの質そのものではないわけですね。言わば質を支える要素ではありますけれども、質というのはアウトプットないしアウトカムだと、そういう御理解でよろしいのでしょうか。それともプロセスについてもサービスの質として定義すべきだと、そういう御趣旨ですか。

小林委員 そうじゃないです。これは本当にインプットとプロセスを経てアウトプットを出して、そしてアウトカムまで行くということと、だからインプットとアウトプットの関係を見るのか、それともインプットとプロセス、アウトプットを経て、そのところがサービスエフォートだと思うんです。

櫻井参事官 例えば労働力の投入のようなコストないしプロセスですね。こうしたものは基本的には自由にしようというのが、この法律の発想なんですけれども、要するにプロセスはなるべく自由にしたいと、そこはそういうことでよろしいということなんですか。

小林委員 そうなんです。こちらで評価するといいますか、選定するところとしては、その区分けです。つまり、私が言っているのはインプットとアウトプットの関係だけ見ればいいのか、それともその先を見なければいけないのかという、そのつながりを見なければいけないということを申し上げているんです。

つまり、ここの高齢者福祉施設で、具体的に「確保すべきサービスの質」と書いてありますね。こういうことが達成できるための方法として、こういう落札者決定のための評価項目というのが、よく設定されているのかどうかということを見るのは、これはアウトプットまで見ているんです。だからその評価、このやり方でいいのかどうかということを見ているわけですね。このやり方である一定の成果が達成できるのかどうかということを見る部分と、あと例えばさっきの口座振替の件数を勧奨して、口座振替数というのが増えたということはアウトプットだと思うんです。

櫻井参事官 ちょっとアウトプットとアウトカムというのは、私自身、よくわかっておりません。両者を截然と分けられるものだろうか、というのはよくわからないんですが、アウトカムとアウトプットというのは、どう定義をすればよろしいのでしょうか。

小林委員 質と言ったときに、量でカウントできる、さっきの口座振替を達成した数というふうにストレートに量でカウントできる部分と、そうではなくてクオリティー・オブ・ライフを達成したみたいな非常に質に関わってくるところを両方とも入れて確保すべきサービスの質とここでは呼んでいると思うんです。

だから、そこはそういうディメンションが異なるものが入っているんだということを理解しながら議論していかないといけないとだめでしょうということを行っているので、サービスの質と言うと国民にとってわかりやすいので、言葉としてはそれでいいと思うんですけれども、中身としては、違うレベルのものが入っている。

櫻井参事官 違うとおっしゃるのは、もともと数値化できるものと、数値化できないよ

うなものがあるという御趣旨ですか。

小林委員 それはちょっと単純化し過ぎなんです。

櫻井参事官 多分いろいろなものがあると私どもは思っているんですけども、まさにいろいろなものがあるので、二つか三つに分類できるかと言われると、分類できないんじゃないかと、私には思われるのですが、まさにアウトカムのようなところで、明確に初めから数字にできるものもありますし、どうやったところで数字にできないようなものもありますし、それからここにありますように、例えば満足度調査を通じてもともとは数値化できないものをアンケートという形で数値化ができるものもあるわけです。

だから、数値化がダイレクトにできるもの、間接的にできるものがあり、更にそもそも数値化になじまないものもあり得るだろうと思うんですけども、そういったものを総合的に判断していくしかないかな、というのがこの趣旨です。

おっしゃるように、いろいろなものがあるということが前提なんですけれども、それをまさに個別の実施要項をつくる時に、どういうバランスで何を見ていくのかを個別にきめ細かくやっていかざるを得ないかなというのが、私ども事務局としての考えです。

そこをもう少し明確に書いた方がいいということであれば、少し御示唆をいただくと大変ありがたいです。

小林委員 議論をするときに、リジットにそういうものがあるということを前提にして議論した方がいいということですか。

櫻井参事官 そうです。いろいろな要素が、一つで書いてありますが、実は非常に多様なものを扱っているにもかかわらず、その多様性が見にくいということですかね。

小林委員 質という言葉で全部ボールに入れてしまっているということですね。

落合委員長 どうぞ。

榎谷委員 事務局がおっしゃったようなところで、まず、できればインプット、アウトプットも、現状把握が大事ではないかと思うんです。現状以上のことを求められたら民間にしたからって困るので、まず、現状はどうなっているんだということをしっかり把握するという意味で、齊藤委員長代理がやっていらっしゃったような再生のようなデューデリじゃないですけども、そういうのをしっかりやって、現状を把握して、それと少なくとも同じかどうか、民間委託したからって、直ちに高いレベルを求められたり、今まであたかも高いレベルのサービスを提供していたと言われても困るので、現状をしっかりと押さええていただかないと、それと比べてどうなんだという議論にしないと、更に難しくなってくるのかなという気はいたしました。

ただ、小林委員がおっしゃるように、整理の仕方としてはインプット、アウトプット、アウトカムをちょっと整理して、アンケートで取るものとか、そういう整理の仕方は必要ですが、いずれにしても現状をしっかりと押さええないといけないんじゃないかと思います。

落合委員長 今の意見に基本的には賛成なんですけれども、やはり総合的に見て、やはりプラスが出ないとまずいんじゃないでしょうか。官がやっているのと同じことだと。

榎谷委員 勿論そうなんです、当然それを押さえて、それよりどうだったかという議論をしないといけないと思います。

落合委員長 それは質と量と総合的に判断していこうと、それで総合的に判断する指標というものをどういう形で決めていくかということをお議論いただくということで、ちょっと時間が迫ってまいりまして、非常に重要な問題に至ったところで時間が終わりになりそうなんです、どうぞ、簡潔にお願いします。

吉野委員 つまり、今の話は結果という出口のときの話ですけれども、榎谷先生がおっしゃったように、まず、入口のところで現状を把握する。

この話のそもそもの出発点に、今、どんどん損失が出て赤字を垂れ流している事業があって、それを食い止めるというのも相当大的な動機になっているんだと私は思っているんです。

それを把握する方法をきちんとしておかないといけない。だから、公会計制度がどうあるべきかという話はここの議論とは別だという話がありましたけれども、やはりどうしてもそこへつながるところがあるんだらうと私は思うので、そこをどういうふうに考えるかというのは、次回でもいつでもいいんですけれども、まず作業の前提としてきちんとしておかれた方がいいんじゃないかと思います。

落合委員長 それは非常に重要なポイントなので、この委員会において基本方針を決める過程の中で議論をしていこうということにしたいと思います。

それでは、時間がもう迫ってまいりましたので、本日のいろいろな御議論を踏まえて、更に議論を続けるということになります、それで時間の制約で十分でおっしゃれなかったという部分もありますので、その点につきましては、7月18日の火曜日の正午までに事務局にお出しいただくと非常にありがたいということでありますので、よろしくお願ひいたします。

次回の日程につきましては、7月20日12時半から予定しております。よろしくお願ひいたします。

事務局から何か連絡事項はありますか。

堀内企画官 特にございません。

落合委員長 それでは、本日はこれで終了にしたいと思います。お忙しいところどうもありがとうございました。